

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和6年10月28日（月） 午前 9時48分から 午前10時33分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	【出席者】 稲葉市長公室長、千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、小島学校教育部長、小笠原生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、神頭監査委員事務局長 （担当課1） 増田資源リサイクル課長、木田同課主幹兼課長補佐 （担当課2） 河田保険年金課長、平間同課長補佐兼国民年金係長、三浦同課国民健康保険係長、岡同課保健事業係長 （担当課3） 奥田みどり公園課長、鈴木同課みどり公園係長、宇野同課同係主査、伊藤同課同係主事 （担当課4） 中谷財産管理課長、長谷川同課主幹兼課長補佐 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課政策企画係主任 【欠席者】 なし

議題	1 クリーンセンター土地の譲渡 2 令和8年度国民健康保険特別会計に係る保健事業の財源の確保 3 宮戸特別緑地保全地区（宮戸緑地）に隣接する土地の使用貸借契約 4 蛍光灯の製造中止に伴う照明器具交換の進め方	
会議資料	（議題1） ・【資料1】 クリーンセンター土地の譲渡 ・【資料2】 用地実測図 ・【資料3】 ごみ広域処理に伴う財産の取扱いに関する協定書（案） （議題2） ・【資料4】 令和8年度国民健康保険特別会計に係る保健事業の財源確保（概要） ・【資料5】 朝霞市国民健康保険税の見直しについて ・【資料6】 国民健康保険特別会計における一般会計からの財源（案） ・【資料7】 令和6年度保険税率等の状況 ・【資料8】 近隣4市の税率（モデルケース試算） （議題3） ・【資料9】 宮戸特別緑地保全地区（宮戸緑地）に隣接する土地の使用貸借契約について ・【資料10】 土地使用貸借契約書（案） ・【資料11】 案内図及び現況 ・【資料12】 陳情書 （議題4） ・【資料13】 蛍光灯の製造中止に伴う照明器具交換の進め方について	
会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 クリーンセンター土地の譲渡

【説明】

（担当課 1：増田資源リサイクル課長）

クリーンセンター土地の譲渡について、資料 1 に基づき説明する。

本件は、和光市とのごみ処理広域化に際して、「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書」第 12 条第 1 項に基づき、現在の朝霞市クリーンセンターの土地、1 万 3,313.07 平方メートルを、朝霞和光資源循環組合へ無償で譲渡するものである。

譲渡と同時に、当該敷地を組合から無償で借り受けるため、クリーンセンターはこれまでと同様に操業を継続する。

土地の譲渡に際して締結する書類は、両市の土地・建物を組合に譲渡する基本的な取扱いを記述した、朝霞市・和光市・組合の三者による協定書のほか、土地の譲与契約書及び土地の貸借契約書を組合と締結する。

今後の予定としては、開催時期は未定だが、全員協議会で説明を行うほか、12 月には和光市議会において和光市道の廃止議案、また、令和 7 年 2 月には組合議会において工事契約の締結議案がそれぞれ議決された後、協定書及び契約書の締結と土地の引き渡しを 2 月下旬に行う予定である。

なお、本件については、議決事項には当たらないものとなる。

今回、和光市から組合へも、同時に 1 万 4,195.60 平方メートルの土地を譲渡する予定となっており、新施設が完成した後、組合から和光市へ道路として寄付する土地があるため、最終的に組合に帰属する面積は若干減少する見通しである。

また、共同処理が終了した場合は、本市が譲渡した土地は、そのまま本市へ返還される取扱いとなっている。

「ごみ広域処理に関する協定書」にある「清算」は、現在のところ、両市ともに不要であると判断している。

なお、クリーンセンターの建物は、朝霞市の所有で継続する。

参考に、資料 2 として用地実測図、資料 3 として今回締結する予定の「ごみ広域処理に伴う財産の取扱いに関する協定書」の案を添付している。

説明は以上である。

【意見等】

（益田上下水道部長）

資産価値としては高額なものを、無償で譲渡するということについて、議決事項に当たらないという解釈に間違いはないか。

（担当課 1：木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐）

地方自治法の第 96 条において、条例で定める場合を除いて、適正な対価なくして財産を譲渡する場合は議決事件に該当すると定められている。

本市では、朝霞市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例で、他の地方公共団体に於いて公用で財産を使用する場合、財産を譲与することができるとされており、地方自治法に定める「条例で定める場合」に該当することから、議決事件に当たらないものと判断している。

なお、これは人権庶務課、財産管理課とも認識を合わせている。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 令和8年度国民健康保険特別会計に係る保健事業の財源の確保

【説明】

(担当課2：河田保険年金課長)

令和8年度国民健康保険特別会計に係る保健事業の財源の確保について説明する。

埼玉県が策定した第3期運営方針では、国民健康保険税は、令和9年度には、県が市町村ごとに定める市町村標準保険税率にする必要があり、さらに、令和12年度には、県内全ての市町村の税率を、県が定める標準保険税率にすることを目標としている。

県では、これらの目標を達成するため、県内市町村全てにおいて、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入を解消することを求めているが、本市では令和8年度までに保健事業の法定外繰入を解消する場合、税率改正により、被保険者の負担が急激に増えることが考えられるため、この度、令和8年度に限り、保健事業の一部の事業を一般会計で実施することを求めるものである。

資料5、「(1) 標準保険税率」の表の一番右側だが、令和9年度の市町村標準保険税率は、県から示されている最新の令和6年度の税率等を、令和9年度に置き換えて記載したもので、この税率は、少なくとも令和9年度までは毎年上昇することが予想され、一番左側の令和6年度の税率と比較しても、所得割と均等割の増加が大きいことが分かる。

「(2) 賦課方式」だが、令和9年度には、現在本市が適用している、所得を基に算定する「所得割」、固定資産税額を基に算定する「資産割」、1世帯に定額で課する「平等割」、加入者の人数に応じて課する「均等割」の4方式から、「所得割」、「均等割」の2方式に変更する必要がある。

次に、資料6について、「1 決算の推移」だが、「⑥法定外繰入」は、令和4年度に決算補填目的の繰り入れを解消してきたが、新たに、保健事業費も法定外繰入の対象とされたことから、令和8年度までに解消することとなる。

「2 財政調整基金の推移」だが、年度末現在高は、令和6年度末には1,600万円弱となる見込みである。

「4 税率改正に伴う税収による財源比較」だが、令和7年度から税率改正を行うことで、令和8年度までに、令和6年度に比べて1億9,556万1,000円税収が増える見込みである。

「①保健事業費分にかかる経費」については、大きな変動はない。

「②一般会計繰入金」については、繰り入れることができなくなる。

「③財政調整基金繰入金及び保険税財源」については、令和8年度の下段⑥にあるように、令和7年度と令和8年度に税率改正により増加した額から、国民健康保険の運営に係る費用分である⑤の額を引き、更に保健事業費分に係る経費を差し引くことで、

5, 300万円弱の不足が生じることが予想される。

そのため、一般会計からの法定外の繰り入れが認められていないことから、令和8年度に限り、保健事業費に含まれる事業の一部を、一般会計で実施したいと考えている。

次に、資料7について、表の中ほどに本市があるが、下から2段目の「市平均」と比べると、右から4列目の「資産割」と、右から2列目の「平等割」は高く、3列目の「均等割」は低くなっていることが分かる。

最後に、資料8は、本市及び近隣3市における保険税率の比較表だが、「(1) 医療給付費分」の「資産割」は、本市は最も高く、隣の均等割は最も低くなっており、この傾向は、「(2) 後期高齢者支援金分」、「(3) 介護納付金分」においても同様となる。

モデルケースにおいては、それぞれ県内40市中の順位を載せているが、本市は県内で1番目、あるいは2番目に安い税率となっている。

本市では、これまで、資産のある者に保険税を負担してもらうという観点から、税率改正を行ってこなかったが、冒頭の説明のように、令和9年度には埼玉県から示される、市町村標準保険税率及び賦課方式を2方式に変更する必要があるため、税率改正を行わなければならない。

しかし、令和9年度までの期間で税率改正を行うとなると、被保険者にとって急激な負担を招くことから、不足する財源の全てを保険税でまかなう事は難しいと考えており、国民健康保険運営協議会でも同様の意見をもらっている。

そのため、令和9年度にかけて税率を段階的に上げていく中で、令和8年度に限り、保健事業で実施している事業の一部を一般会計で実施したいと考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(益田上下水道課長)

保健事業の一部を一般会計で実施するとのことだが、ほかの自治体においても同様の対応なのか。

(担当課2：河田保険年金課長)

自治体によって対応は様々であり、税率改正を早期から、段階的に行っている場合や、基金に多く積み立てており、それを取り崩すことで対応ができる場合などは、一般会計を用いない。

本市の場合、税率改正を行っていなかったこと、また、これまで保険税を安く抑えてきたことから、一般会計を用いて対応したいと考えている。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 宮戸特別緑地保全地区（宮戸緑地）に隣接する土地の使用貸借契約

【説明】

(担当課3：宇野みどり公園課みどり公園係主査)

宮戸特別緑地保全地区（宮戸緑地）に隣接する土地の使用貸借契約について説明する。

本件は、宮戸特別緑地保全地区周辺の斜面林と農地が一体となったみどりの保全を進

めていくため、隣接する土地の使用貸借契約を締結すること及び買取申出条項を契約書に付帯することについて、会議に付すものである。

今回、使用貸借契約を締結する予定の土地は、資料 1 1、朝霞台方面から志木方面に向かって、宮戸橋の手前、右手にみつばすみれ学園があるところを左に入った、南側の宮戸特別緑地保全地区、北側の新河岸川との間に広がる農地のうち、図に示す部分であり、面積は二筆で 7 7 6 平方メートルである。

次に、資料 9、「3 土地貸借の必要性」についてだが、本市の緑の現状として、令和 5 年度に実施した「緑被率経年変化状況調査」によると、令和 5 年では、平成 3 0 年と比較し、緑被率が 1. 3 0 %、面積で約 2 4 ヘクタール減少している状況である。

宮戸緑地周辺の状況としては、宮戸緑地は新河岸川右岸に面した段丘地にある斜面林で、スギ・ヒノキなどを主体とした落葉広葉樹から構成されており、斜面下部には野火止用水跡や農地、一部水田が広がり、本市でも特に貴重な郷土景観が残されている。

また、宮戸緑地周辺は、みどりの基本計画において「水と緑の小拠点」と位置づけられ、北部地域の特徴の一つである斜面林と農地が一体となったみどりの保全を進めていくため、宮戸緑地沿いの水田とともに郷土景観、生態系の保全に努めることとしている。

宮戸緑地沿いに広がる農地については、今回の対象地を除いて生産緑地に指定されており、土地活用等を行なう場合には、生産緑地指定の解除が前提となり、市に対し土地を時価で買い取るべき旨を申し出ることが必須となるが、対象地は、今後の土地活用等を見越して生産緑地に指定していないため、そうした制限がなく、民間に売却された場合、再び農地に戻すことは困難となる。

このため、対象地の用地確保等を図り、宮戸緑地と一体的に構成されている本市を代表する貴重な郷土景観を後世に残していく必要がある。

なお、宮戸緑地周辺については、資料 1 2 のとおり、あさか環境市民会議から「宮戸特別緑地保全地区の周辺耕作地を含めた一体的な保全を求める要望書」が提出されており、また、対象地の使用貸借については、公有財産取得等検討委員会においても承諾を得たところである。

次に、「4 土地使用貸借契約の締結及び買取申出条項の付帯」だが、土地の売買等に制限のない対象地については、当面の間、資料 1 0「土地使用貸借契約書（案）」のとおり、使用貸借契約を締結し、宮戸緑地と一体的に構成されている郷土景観の保全を図っていくものとし、また、土地所有者との調整により、契約書に買取申出条項を付帯するものとしている。

契約書（案）の第 2 条として、契約期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日とし、その後、双方からの契約解除の申し出がない場合には自動更新することを考えている。

また、第 3 条では、公有財産取得等検討委員会においても議論のあった、土地の買取の申出ができること、第 9 条では、使用貸借期間中の公租公課は土地所有者負担となることを明記している。ただし、無償貸借であることから、土地に対する固定資産税は全額減免対象となる。

最後に、「5 今後の緑地の維持管理」だが、当面の維持管理は、宮戸緑地を管理しているボランティア団体等に依頼し、使用貸借した土地については、産業振興課と連携し、農業収穫体験の場としての活用等も検討していく。

また、長期的な視点としては、現在、みどりの基本計画の改訂を行っているため、その中で、例えば特別緑地保全地区の拡大など、検討していくことになると考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(村沢審議監兼まちづくり推進課長)

地権者とは無償貸借で話を進めていると思うが、その見込みはあるのか。

また、無償貸借をした後、仮に相手から買取りの申し出があった場合に、買取りをせずに土地を返還する可能性はあるのか。

(担当課 3：宇野みどり公園課みどり公園係主査)

資料 1 1、「宮戸特別緑地保全地区」の西側にある広い土地は、生産緑地に指定されていない農地であるが、相続の関係等から財産を手放したいとのことで、すでに売却されている。

今回の土地も、地権者によると、将来の活用を見込み、生産緑地には指定していないとのことであるが、その一方で、そもそも農地を適正に管理することが厳しい状況であること、また、今回の土地は素晴らしい景観が残っている、朝霞では稀有な土地であり、こういった風景を残していきたいという気持ちも強いことから、市が借り受けるのであれば、無償でもよいという内諾はもらっている。

買取申出条項に関しては、買うという約束を付記しているものではないため、今回の保全という趣旨からすれば買取りの検討はすべきと思うが、制度的には返却することは可能である。

(担当課 3：奥田みどり公園課長)

買取りの検討をする際には、その時点の財政状況、政策優先度など、市全体の観点から決定していくものと考えている。

(佐藤福祉部長)

今回の土地は東西を生産緑地に挟まれており、将来的に生産緑地が解消され、その部分も市で借りてほしいであるとか、買い取ってほしいという話になる可能性もあるのではないかなと思うが、その点はどのように考えているか。

(担当課 3：宇野みどり公園課みどり公園係主査)

生産緑地は基本的には 30 年間、特定生産緑地に移行したとしても 10 年間の営農義務があるが、その義務がある中でも、例えば公共性が強い、土地収用法第 3 条に該当するような福祉系の建築物などについては、現時点でも建築が可能となっている。

現在のところ、先ほどの説明のとおり、この環境の保全に努めるという位置付けになっているため、何らかの動きがあった際には、地権者と話し合いの上で、例えば無償貸借のお願いをするなど、保全を図っていくようではないかと思っている。

また、みどりの基本計画の改訂の中で、専門家にも議論をしてもらいながら、この土地について計画上に明確に定めるなど、そういった位置付けがあれば、購入なども検討する必要があるのではないかと思っている。

(須田総務部長)

購入するとしたら、どのくらいの額になると見込んでいるか。

(担当課 3：宇野みどり公園課みどり公園係主査)

宅地にする場合、かなりの盛り土や、擁壁の設置が必要となることなどから、大きな減額が見込めるが、標準的な宅地で考え、相続税路線価から計算すると 1 億 3,500 万円

程度になると考えている。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 蛍光灯の製造中止に伴う照明器具交換の進め方

【説明】

(担当課4：中谷財産管理課長)

蛍光灯の製造中止に伴う照明器具交換の進め方について、資料13を基に説明する。

近年、省エネ、CO₂削減の観点から、照明器具のLED化が進められているが、市内公共施設においては、現在も多数の蛍光灯器具が設置されている。

そうした状況の中、令和5年10月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、世界的に、蛍光灯の製造及び輸出入を令和9年末までに段階的に禁止することが合意され、国内の各メーカーにおいても、蛍光灯の生産終了が予定されている。

また、蛍光灯以外にも、体育館の照明やナイター設備等で使用されているHIDランプと呼ばれる高圧ナトリウムランプなどについても、LED化の波に伴う生産量の低下などを受け、近日中の生産終了が発表されている。

一方で、市内公共施設においては、いまだ多数の蛍光灯やHIDランプが設置されていることから、LED器具へ計画的に更新していく必要があると考えており、その更新の方針について、全庁に関わる内容であることから、本会議に付議するものである。

まず、「照明ランプ製造の見通し」についてだが、一般的な蛍光灯については、生産及び輸出入が禁止となるのが令和9年12月末であるのに対し、大手メーカーの一つであるパナソニックは、同年9月末の生産終了を発表している。

ただし、その1年前の令和8年9月末に受注を終了し、その後の1年は、受注分の生産のみを行うとしている。

なお、ほかのメーカーについては、現時点において具体的なスケジュールは発表されていない。

また、HIDランプについては、現在、国内で唯一製造を行っている岩崎電気株式会社、令和7年1月末での製造終了を発表している。

製造終了時点での各メーカーの在庫状況としては、パナソニックについては、先に述べたとおり令和8年9月末時点での受注分のみを製造し、岩崎電気については1年半分の推定在庫量を持つとしているが、両者ともに、製造終了後の実際の流通量、流通期間については、想定できないとのことである。

次に、「対象照明ランプの設置状況」だが、庁内に照会を行った結果、現在も蛍光灯又はHID照明器具が設置されており、LEDへの更新が必要な施設は210施設あり、照明ランプの数量としては、蛍光灯が5万1,917灯、HIDランプが2,365灯と大量にあることが分かっている。

なお、この照会結果については、回答課によっては、一部概算数量での回答となっていることから、多少の増減が考えられる。

以上のことから、蛍光灯、HIDランプの製造終了期限が迫っており、製造終了後、世の中での流通が終わってしまうと、ランプ切れによる不点灯についても、ランプ交換で

はなく、器具交換が必要となってしまうが、一方で、市内公共施設にはいまだ大量の当該器具があるということが分かっている。

そして、その大量の器具の更新に対応していくためには、支出の平準化やスケジュール調整を行いながら、計画的に進める必要があると考えている。

次に、「対応策」として、令和10年度までの完了を目標に更新を行うことを考えているが、この目標期間については、当該ランプ流通量や本市の財政状況、社会情勢などを考慮し、毎年見直しを図ることとする。

内容として、まず、蛍光灯、H I Dランプの製造終了年を鑑み、それぞれの在庫の流通・保持期間を、蛍光灯を1年、H I Dランプを2年と想定し、令和7年度から10年度までの4年間とした。

次に、地方債、交付金の活用を考え、リース等ではなく、工事にて更新を行うこととする。

次に、ランプだけでなく、照明器具自体についても、蛍光灯器具はすでに国内メーカーは製造を終了しており、また、H I D器具も令和7年1月末に製造終了となる。

照明器具、安定器の寿命は一般的に10年から15年とされているが、市内公共施設には建設後未更新の器具も多数あると考えられ、今後更新が集中する可能性も考慮し、計画的な更新が必要だと考える。

次に、近年中に大規模な改修を予定している施設については、その大規模改修工事での更新を想定し、それまでの間、器具故障等の場合は、その都度修繕にて対応することとする。

次に、クリーンセンターの焼却処理施設など、今後廃止を予定している施設についても、まとまった更新は行わず、器具故障等の場合は、その都度修繕にて対応することとする。

そして、上下水道部所管施設は、会計も異なり、単独での器具更新事業が可能なことから、今回の検討には含まないものとする。

続いて、「工事費」だが、大まかな概算で、19億6,093万865円となり、その金額に対し、適用可能な、交付金及び起債を反映した場合の一般財源額としては、4億422万5,726円となる。

なお、交付金は、学校施設に対する環境改善交付金で、算定割合は7分の2、起債は75%となる。

最後に、「スケジュールの概略」だが、今年度下旬の令和7年1月末にH I Dランプの製造が終了となり、そのおよそ2年後の令和8年9月末にパナソニックの蛍光灯受注が終了、そして、そのおよそ1年後に蛍光灯製造期限を迎える。

それに対して、最初の2年間は先に製造終了を迎えるH I Dランプを更新し、その後の2年間は蛍光灯を更新する計画となる。

説明は以上である。

【意見等】

(紺清市民環境部長)

更新のスケジュールとして、H I Dランプを先行して実施し、その後、蛍光灯を実施するとのことだが、全国的に同様の動きがある中、最後に需要が集中してしまうと思うので、前倒しでL E D化を実施していく考えはないか。

(担当課4：中谷財産管理課長)

H I Dランプは、学校の体育館で多く使われているため、まとめて実施するのではなく、授業の運営に支障がないよう、実施していくことを考えている。

(担当課４：長谷川財産管理課主幹兼課長補佐)

蛍光灯については、今、国内シェアが６割ほどのパナソニックしか方針を出していないため、他の会社がどのような方針を打ち出すか、社会情勢等を見ながら、ＬＥＤ化の順番を入れ替えるかなど、考えていきたい。

(益田上下水道部長)

実施に当たっては、例えば、先に物品を購入し、取り付けだけを業者に発注することで、費用を抑えられないかなど、そういった検証も行った上で、一番費用のかからない方法を考えているのか。

また、工事を実施する上では、地元の事業者が入るようなことも考えてもらいたい。

(担当課４：中谷財産管理課長)

庁舎でのエスコ事業を参考に、リースについては検討したが、単純に工事費の１．５倍ほどの費用がかかり、また、交付金、起債が対象にならないことから、今回は工事で行いたいと考えている。

ただし、現時点では、物品だけ購入し、工事を行うという検討は行っていなかったため、検討していきたいと思う。

地元への配慮については、契約検査課とも協議しながら進めていきたいと考えている。

(須田総務部長)

今回、基本方針を提示しているが、これは工事を行う上での目安を示すものであり、財産管理課が一括で工事を行うのではなく、通常の施設管理と同様、所管課において工事を行ってもらう予定である。

財産管理課で個別の相談には乗るが、財産管理課が一括で予算を持つわけではなく、この方針に沿って、所管課で予算要望をし、所管する施設の工事を行ってもらうことを想定している。

(堤田こども・健康部長)

工事を行う部署がばらばらであっても、起債することはできるのか。

(須田総務部長)

起債ができるかどうか、交付金の対象になるかどうかということがあれば、予算の組み方については、検討する余地はある。

(益田上下水道部長)

例えば、まとめて発注することで費用を抑えられないかなど、どのように行うのが費用を抑えられるか考える必要があるのではないかな。

(須田総務部長)

こういった会議の中で、案を持ち寄って検討していくことはできると思う。

ただし、今回の工事だけ行うというよりも、そのほかに必要な修繕などがあれば、それと併せて工事を行っていくことも考えているので、やはり所管課と相談しながら進めることになるのではないかなとは思っている。

(太田議会事務局長)

令和7年度から更新が始まるとのことだが、所管課に対しては、令和7年度の予算計上をするよう話しているのか。

(担当課4：中谷財産管理課長)

全体の施設の照明の数を割り振り、4年間で工事を行うスケジュールの案は作っているので、令和7年度にH I Dランプの工事を行ってもらいたい所管課に対しては、下話をしている。

また、方針が決まったら、令和7年度予算に組み込みたいということも、政策企画課、財政課と下話をしている。

(須田総務部長)

本件は、何年も前から分かっていたものではなく、ごく最近、急に通知が来て、それから施設等の状況を確認し、この方針を提示しているという状況である。

(稲葉市長公室長)

実施に当たっては、関係する部署との調整や、スケールメリットについても考慮して進めてもらいたい。

【結果】

原案のとおり、進めることとする。

【閉会】